

## ハウジングサービス利用規約

インターネット株式会社(以下、「甲」という)はハウジングサービスを以下の規約に基づいて甲の顧客(以下、「乙」という)に提供します。乙は利用規約の下に当該サービスの提供を受けるものとし、規約解除と共に当該サービスの提供が解除される。

### 第1条(用語の定義)

#### 1.「用語の意味」

本規約において、各用語の意味は以下のように定めるものとする。

(1)Bit-isle Data Center	株式会社ビットアイルが提供するハウジングスペース及び施設の全体。 (所在地住所:東京都品川区東品川 2-2-43)
(2)Bit-isle Data Center サービス約款	株式会社ビットアイルが定める、Bit-isle Data Center に関する、またはその利用に関する約款。
(3)指定セグメント	甲を提供者、乙を被提供者として、Bit-isle Data Center 内において甲の指定する部分。 (指定部分: )
(4)ハウジングサービス	本規約第1条第1項第3号で定める、指定セグメントにおいて、甲の提供する各サービスの総称。
(5)ハウジングサービス用設備等	本規約第3条第1項各号で定める、ハウジングサービス提供のために甲が提供する通信設備等の機材、及びラック、タップ、ハブ等の備品 (所有権は甲または株式会社ビットアイルに帰属する)。
(6)乙仕様通信設備等	本規約第3条で定める、指定セグメントに、乙が設置する電子計算機、通信機器、及びそれらに付帯するソフトウェア、アプリケーション等 (所有権は乙に帰属する)。
(7)課金単位月	利用料金算定の単位となる暦月一日から同暦月末日までの一ヶ月の期間。

### 第2条(規約の変更及び有効性等)

#### 1.「本規約等の変更」

甲は、本規約、または付随する覚書等(名称を問わない、以下同じ)を随時変更することができるものとし、当該変更後は変更後の本規約等を有効なものとする。

#### 2.「変更の要件」

甲は、本条第1項の場合、変更部分につき書面、電子メール、または甲のウェブサイトにて、乙に遅滞なく伝えるものとする。

#### 3.「優先関係」

本規約はその記載事項につき Bit-isle Data Center サービス規約約款に優先して効力を有するものとする。但し、本規約に定めのない事項に関しては、全て Bit-isle Data Center サービス規約約款によるものとする。

### 第3条(ハウジングサービス)

#### 1.「ハウジングサービス用設備及び付加サービス等」

甲は、乙に対し、指定セグメントにおいて発注書または添付書で定める機材、備品及びサービス等を提供する。

#### 2.「ネットワーク環境」

甲は、指定セグメントにおける、スイッチングハブの乙仕様サーバーコンピューター側接続口までのネットワーク環境を提供する。

#### 3.「電源供給環境」

甲は、指定セグメントにおける、AC タップの乙仕様サーバーコンピューター側接続口までの電源供給環境を提供する。

#### 4.「運用、監視、管理等の付加サービス」

甲は乙のシステムに対し乙の代行として事前に定められた手順に従って、乙の機材の運用、監視業務を提供する。

#### 5.「運用代行業務」

甲は「個別運用代行サービス書」で定義される運用代行業務、及び乙になり代わり甲が作業の代行を行う場合は別紙「運用代行規約書」に基づき提供する。

### 第4条(Bit-isle Data Center への入退室)

#### 1.「入退室の方法」

乙は、Bit-isle Data Center に入退室する場合、甲が別途定める所定の手続きを行い、かつ Bit-isle Data Center サービス規約約款を遵守するものとする。

また、甲は、乙が所定の手続きを行った場合は、相当な理由がある場合を除き、速やかに入退室に必要な手続きをするものとする。

### 第5条(ハウジングサービス利用方法等)

#### 1.「利用目的による制限」

乙は、ハウジングサービスの利用目的を指定セグメント内における乙仕様通信設備等の設置、運用または管理とし、目的外の

利用は認められないものとする。

2.「Bit-isle Data Center サービス規約約款による制限」

乙は、前項の他、Bit-isle Data Center サービス約款を遵守するものとし、当該約款等に反する利用方法は認められないものとする。

第 6 条(規約上の地位等)

乙は、本規約上の地位、並びに甲に対する債権及び債務を譲渡し、担保設定し、またはこれらにつき一切の処分をしてはならないものとする。

第 7 条(利用料金等)

1.「利用料金の開始及び支払方法」

ハウジングサービス利用料金は乙の最初の機材が設置または甲のサービスが提供された時点から発生する。当該サービスの対価及び支払方法は甲が別途定める所定の方法によるものとする。

2.「日割計算」

前項で定める利用料金につき、日割計算を行う必要がある場合は、利用日数に料金等の月額三十分の一を乗じて計算し、当該金額に消費税相当額を加算した額とする。

3.「遅延損害金」

乙は、利用料金を支払期日までに支払わない場合は支払期日の翌日から起算して支払い日までの期間について未払額に対し年 14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として甲に支払うものとする。

4.「料金支払義務」

乙は、本規約第 14 条で定めるハウジングサービス提供の制限により、ハウジングサービスを利用していない期間であっても、若しくは本規約の期間満了、または解除により規約が終了した後においても指定セグメント内における乙仕様通信設備等の完全な撤去、並びにハウジングサービス用設備等を原状に復し甲に返還するまでは、利用料金を支払うものとする。この場合、利用料金算定につき、一ヶ月に満たない時は、本条第 2 項で定める日割計算にて計算するものとする。

5.「端数処理」

前各項の金額に一元未満の端数が生じた時は、その端数を四捨五入するものとする。

第 8 条(費用の負担)

1.「甲の費用負担」

甲は、指定セグメントにおける、ハウジングサービス提供維持費、ハウジング用設備等の提供、または維持のための費用を負担する。

2.「乙の費用負担」

乙は、指定セグメントにおける、乙仕様通信設備等、一切の機材または備品等の設置、管理、運用または処分のための費用(原状回復費用を含む)を負担する。

3.「その他の費用」

前各項の他、印紙税等その他、または覚書等の作成費用は甲及び乙間において折半とする。

第 9 条(留置権等)

1.「留置権」

甲は、本規約に基づく一切の債権が弁済期にある時は弁済を受けるまで、本規約に基づき甲の占有する乙の所有物を留置することができるものとする。

2.「留置物の保管」

甲は、前項の場合、留置物をもって優先的に弁済に充当することができるものとし、留置物の管理に関して乙に損害が生じた場合でも、直接的または間接的な一切の責任を負わないものとする。

3.「留置権等の制限」

乙は、ハウジングサービスの提供に欠損または瑕疵がある場合においても、一切の留置権または相殺権の適用をなさないものとする。

第 10 条(善管注意義務等)

1.「ハウジングサービス提供環境の維持」

甲は、善良な管理者の注意をもって、ハウジングサービスを提供し、当該サービス提供環境を維持するものとする。

2.「障害の復旧」

甲は、ハウジングサービス用設備等に障害等が生じたことを知った時は、速やかに修理または復旧するよう努めるものとする。

3.「障害復旧の指示」

甲は、前項の場合、障害の発生が第 1 種電気通信事業者またはその他事業者に起因する時は、当該第 1 種電気通信事業者またはその他事業者修理または復旧を指示するものとする。

4.「ハウジングサービス用設備等の適正な利用」

乙は、善良なる管理者の注意をもって、ハウジングサービス用設備等を利用し、本規約第 5 条で定めるハウジングサービスの利用目的の範囲内、または当該有形資産の性質により定まりたる用法と甲の判断するところに従い使用するものとする。

第 11 条(通知義務等)

1.「乙の通知」

乙は、以下各号で定める事項に該当する場合には、甲に対して速やかに書面により通知するものとする。

- (1)商号、代表者、本店所在地の変更等定款を変更した場合。
- (2)株主等の資本構成に重大な変更があった場合。
- (3)営業譲渡、合併を行う場合。
- (4)その他経営状況に重大な変化が生じた場合。

#### 2.「甲の通知」

甲は、以下各号で定める通り、乙に対して通知するものとする。

- (1)甲は、本規約第 14 条で定めるハウジングサービスの提供が停止された場合、またはその他ハウジングサービスの提供について障害等があることを知った時は、可能な限りすみやかにその内容を通知するものとする。
- (2)甲は、本規約第 2 条第 1 項の場合、乙が影響を受けることになる時は六カ月前までに内容を通知するものとする。
- (3)甲は、本規約第 2 条第 1 項の場合、ハウジングサービスの一部または全部を廃止することになる時は三十日前までに内容を通知するものとする。
- (4)甲は、本規約第 14 条の場合、ハウジングサービス提供の制限にかかる期間及び理由を事前に時宜よっては事後遅滞なく通知するものとする。

#### 3.「通知の方法」

前項の通知は、電子メール等甲所定の方法により行うものとする。

### 第 12 条(原状回復義務等)

#### 1.「原状回復」

乙は、本規約の期間満了、または解除により規約が終了した場合は、甲の指定する期間内に指定セグメントにおける乙仕様通信設備等の完全な撤去、及びハウジングサービス用設備等を原状に復して甲に返還するものとする。

#### 2.「原状回復の代行」

甲は、乙が前項で定める指定期間内に原状回復義務を履行しない時は、乙の費用において原状回復義務を代行することができるものとする。この場合、甲は、乙仕様通信設備等、造作、及びその他一切の機材または備品等の所有権を放棄したものと看做し、処分することができるものとする。

### 第 13 条(機密情報の保護等)

#### 1.「機密情報に関する注意義務」

甲及び乙は、開示を受け、または入手した相手方の経営戦略、専門技術、顧客(情報)、若しくは営業の秘密またはその他ノウハウ等の機密情報の存在若しくは内容を第三者に対して開示、利用または漏洩等してはならないものとする。また、甲及び乙は、前項の機密情報を保護するため、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

#### 2.「機密情報に関する取扱」

甲及び乙は、本規約が終了した場合または相手方から要求があった場合は、前項の機密情報及びその複製物(書面、CD-ROM 等有体物)を直ちに相手方に返還しまたは廃棄(機密情報及びその複製物が電子計算機等の内部に固定されている場合には、当該電子計算機等から消去)するものとする。

### 第 14 条(ハウジングサービス提供の制限)

#### 1.「ハウジングサービス提供の中止」

甲は、以下各号で定める場合、ハウジングサービスの提供を中止することができるものとする。

- (1)ハウジングサービス用設備等の保守、工事、または障害等やむをえない事由がある場合。
- (2)第 1 種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりハウジングサービスの提供を行うことが困難になった場合。
- (3)天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある時は、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保その他秩序の維持に必要な事項を内容とする通信若しくはその他の公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱う必要がある場合。

#### 2.「ハウジングサービス提供の停止」

甲は、乙が以下各号の一に該当すると判断する場合、ハウジングサービスの提供を、期間を定め、なんら通知または催告をすることなく停止することができるものとする。

- (1)ハウジングサービスの利用料金が支払期日においても支払われない場合。
- (2)仮差押、差押、民事再生、破産若しくは会社更生、またはこれらに類似する手続の申立が行われた場合。
- (3)ハウジングサービスの利用方法が公序良俗、その他法令に違反し、またはそのおそれがある場合。
- (4)ハウジングサービスの利用方法が本規約、覚書等の各条項、または Bit-isle Data Center サービス規約約款の各条項に違反し、またはそのおそれがある場合。

### 第 15 条(利用及び規約期間等)

#### 1.「利用期間」

本規約の期間(最低利用期間)は、乙仕様通信設備等を搬入または、課金開始を始めた日より12ヶ月とする。

#### 2.「期間の更新」

本規約は、規約期間終了日の六十日以前に乙から書面によるハウジングサービス利用停止あるいは規約終了の意思表示がない場合は、最新の本規約条件で一年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第 16 条(規約の解除等)

#### 1.「解除事由」

甲は、乙が以下各号の一に該当すると判断する場合、書面により催告なく本規約を解除することができるものとする。

(1)本規約第 14 条第 2 項で定める規定によりハウジングサービス提供が停止され、同第 11 条第 2 項第 4 号で定める通知された期間を経過してもなお、同第 14 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合。

(2)乙が、自社の営業につき、主務官庁から、取消しまたは停止処分を受けた時。

#### 2.「即時解除」

甲は、前項の規定にかかわらず、乙が本規約第 14 条第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実が甲の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断する場合、書面により催告なく即時に本規約を解除することができるものとする。

#### 3.「途中解除」

乙は書面で相手方に通知することにより、書面が到着した日より暦日六十日以降の課金単位月の末日付で本規約を解除することができるものとする。但し最低利用期間12ヶ月に満たない場合は12ヶ月分の費用を支払う事により解約ができる。

#### 第 17 条(不可抗力による規約の終了)

指定セグメントが、甲及び乙の故意、またはその責に帰すべき事由によらずして、天災、災害、またはその他の事由により通常の用に供することができなくなった時は、本規約は当然に終了する。

#### 第 18 条(免責等)

##### 1.「データの管理等」

甲は、乙仕様通信設備等内におけるデータ等、またはバックアップに関し、当該データの表示、毀損、または滅失により生じたいかなる損害に対しても、債務不履行責任、及びその他の法律上の責任を問わず一切の責任を負わないものとする。

##### 2.「機材及び備品等の可用性保証」

甲は、乙仕様通信設備等の稼働または管理に関し、一切の保証を行わないものとし、当該稼働、または稼働しない事等により生じたいかなる損害に対しても、債務不履行責任、及びその他の法律上の責任を問わず一切の責任を負わないものとする。

##### 3.「ハウジングサービスの可用性保証」

甲は、ハウジングサービス用設備等の性能、ネットワーク環境の提供、及び電力供給に関し、一切の保証を行わないものとし、ハウジングサービスの提供、または提供されないことにより生じたいかなる損害に対しても、債務不履行責任、及びその他の法律上の責任を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### 第 19 条(損害賠償)

1.乙は、乙のサーバ、ソフトウェア、インターネットサービス等、または乙がデータセンター内、またはネットワーク経由で行った作業等が原因となって甲または第三者に損害が生じた場合は、当該損害の賠償・補償をする責任を負うものとする。

2.甲は、故意または重大な過失等で甲の責に帰すべき事由により、乙がサービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」という。)に陥った場合、甲は、乙における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、一料金月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、乙に現実に発生した損害の賠償請求に応じる。また乙が利用不能の状態となった日から 3 ヶ月以内に当該請求を行わなかった場合はその権利を放棄したものと見なす。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、賠償責任を負わないものとする。また賠償金額の総額は乙が甲に支払った年間利用料金の総額を越えないものとする。

#### 第 20 条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の各条項について疑義が生じた場合は、各当事者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。当事者間に協議が整わない場合には、本規約第 22 条の管轄の定めに従い調停を行うものとする。

#### 第 21 条(準拠法及び使用言語)

本規約の準拠法は日本法とし、使用言語は日本語とするものとする。

#### 第 22 条(合意管轄)

本規約に関し訴訟提起の必要性が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とするものとする。

#### 第 23 条(規約の有効)

本ハウジングサービス規約は乙が甲の発行する発注書に乙が記名捺印した時点で有効となる。

インタードットネット株式会社  
代表取締役社長 村野 雄一 印